

協定項目	4	協議項目	事務所の位置	檜山北部 3 町合併協議会資料
留意事項 市町村の事務所の位置は、条例で定めることとされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。				
事務所の位置に関する法令 ■ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （地方公共団体の事務所の設置又は変更） 第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、<u>条例でこれを定めなければならない。</u> 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、<u>住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</u> 3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。 （支庁・地方事務所・支所等の設置及び区） 第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。				
【用語解説】 支 所 → 市町村内の特定区域を限り、主として市町村内の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味し、土木・勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。 出張所 → 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。				

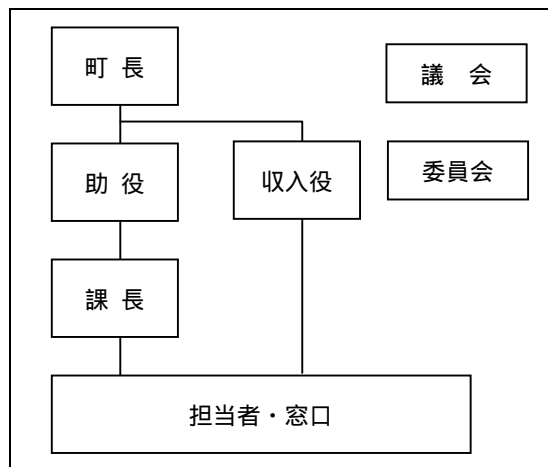
庁舎機能についての方式

項 目	本庁舎方式	分庁舎方式	総合支所方式
概 要	現在ある 3 町庁舎の組織・機構を 1 箇所に集中する方法。 他の庁舎は窓口的な機能を持たせた支所、出張所とする。	現在ある 3 町の庁舎を「分庁」として、行政機能を各分野ごとに振り分ける方法。 【例】 総務・企画部門（〇〇町庁舎） 住民・福祉部門（〇〇町庁舎） 建設・産業部門（〇〇町庁舎） 教育部門（〇〇町庁舎）	管理部門や事務局部門を除き、現在の 3 町の庁舎へそのまま行政機能を残す方法。 【例】 管理部門及び事務局部門（本庁舎） 総合支所（本庁舎以外の庁舎）
費 用	既存の施設では対応できないため新庁舎を建設や増築する必要が生じる。このため、多額の費用が必要となる。	既存の施設利用により、増築の必要は少なく、建設費用は改装費程度の費用で済む。	既存の施設の利用により、改装費程度の費用で済む。
住民サービス	住民への応急的なサービスが遅滞する恐れがある。本庁舎所在地以外の住民に対しては、多少なりとも不便であるという印象をもたれる。	各業務部門で窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがあり、周知が必要である。 庁舎所在地以外の住民に対しては、不便を強いることになる。	現状に最も近い状態を維持できるため、円滑に移行できる。 住民サービスが今までどおり違和感なく提供できる。
事務効率化	人件費削減、事務の効率化が図れる。	本庁への職員連絡等が不便になるなど、管理上の非効率が生じる。	本庁方式と比較すると事務の効率化が図りにくい面があるが、総合的な住民サービスが可能となる。 人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化があまり生かされない。 新町の一体感が醸成されにくく、新町の誕生の印象が薄くなる。

庁舎機能についての方式（参考例）

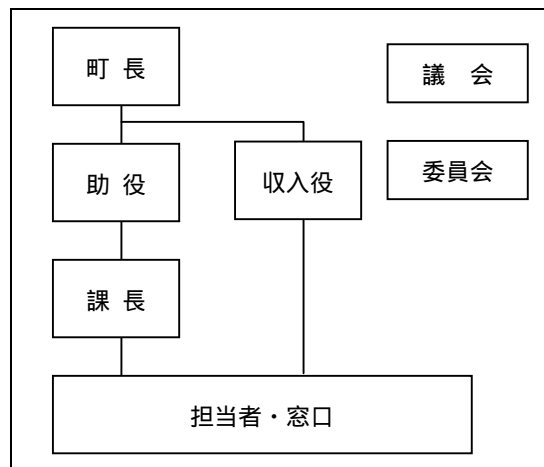
【3町の現況】

大成町庁舎



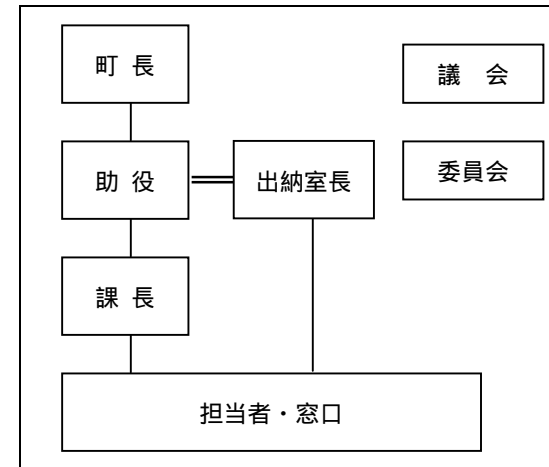
住民

瀬棚町庁舎



住民

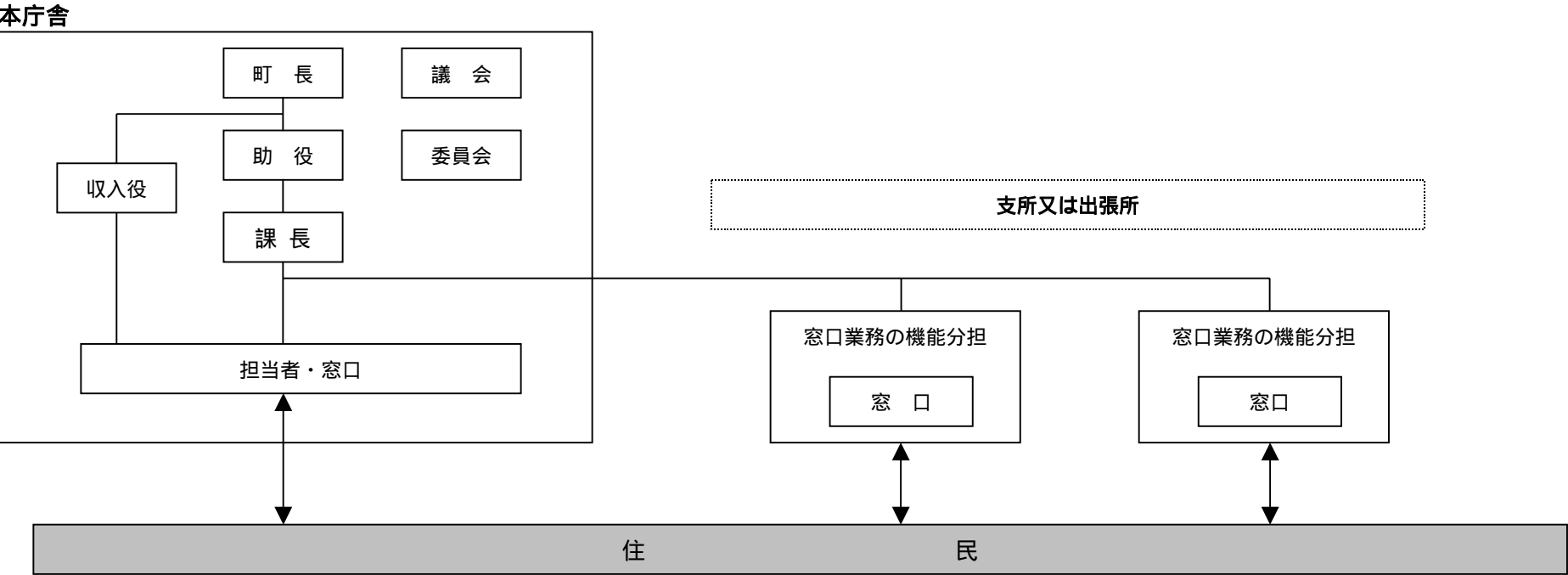
北檜山町庁舎



住民

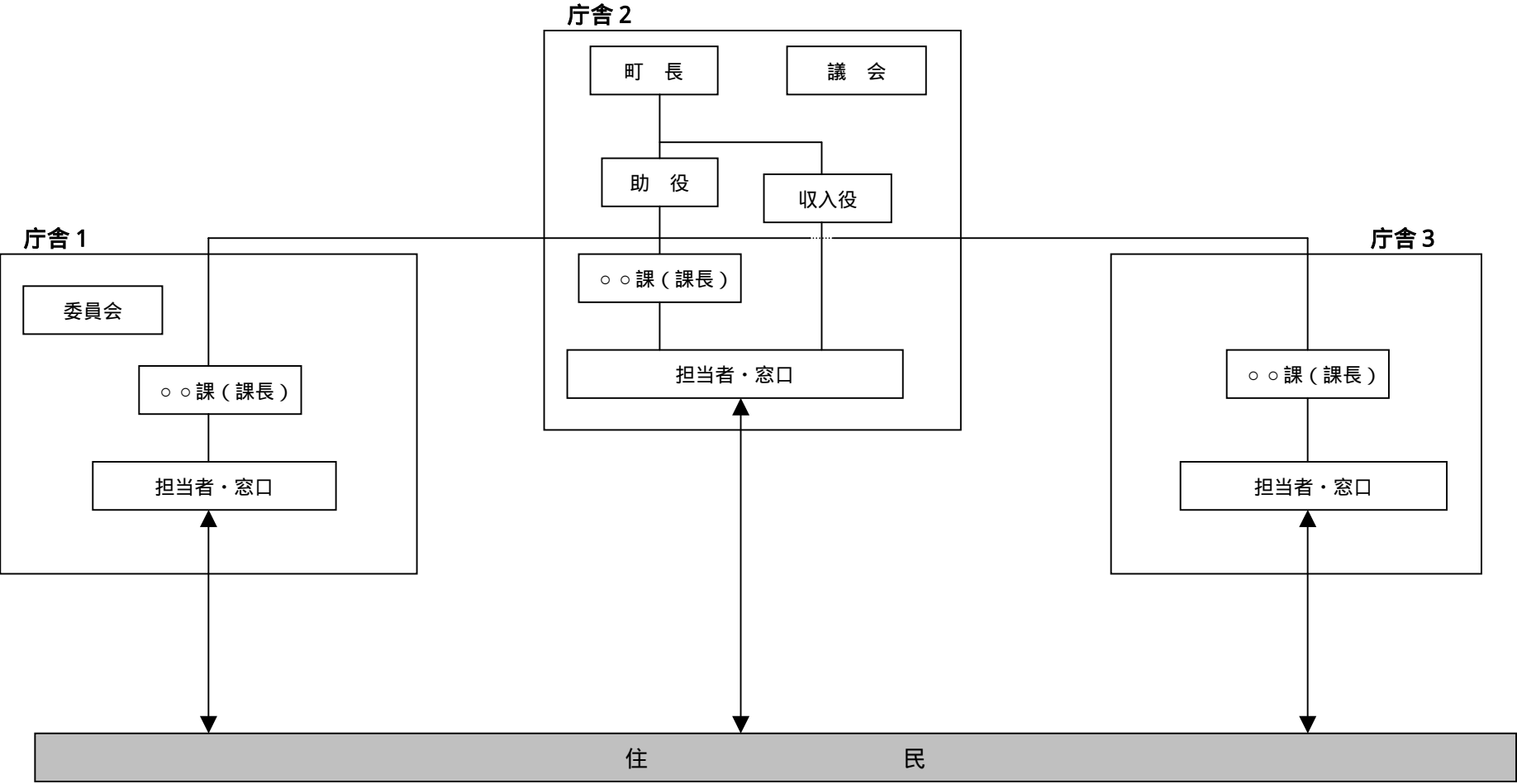
【本庁舎方式】

3町の庁舎の組織・機構を1箇所に集中し、残りの庁舎は出張所とした場合



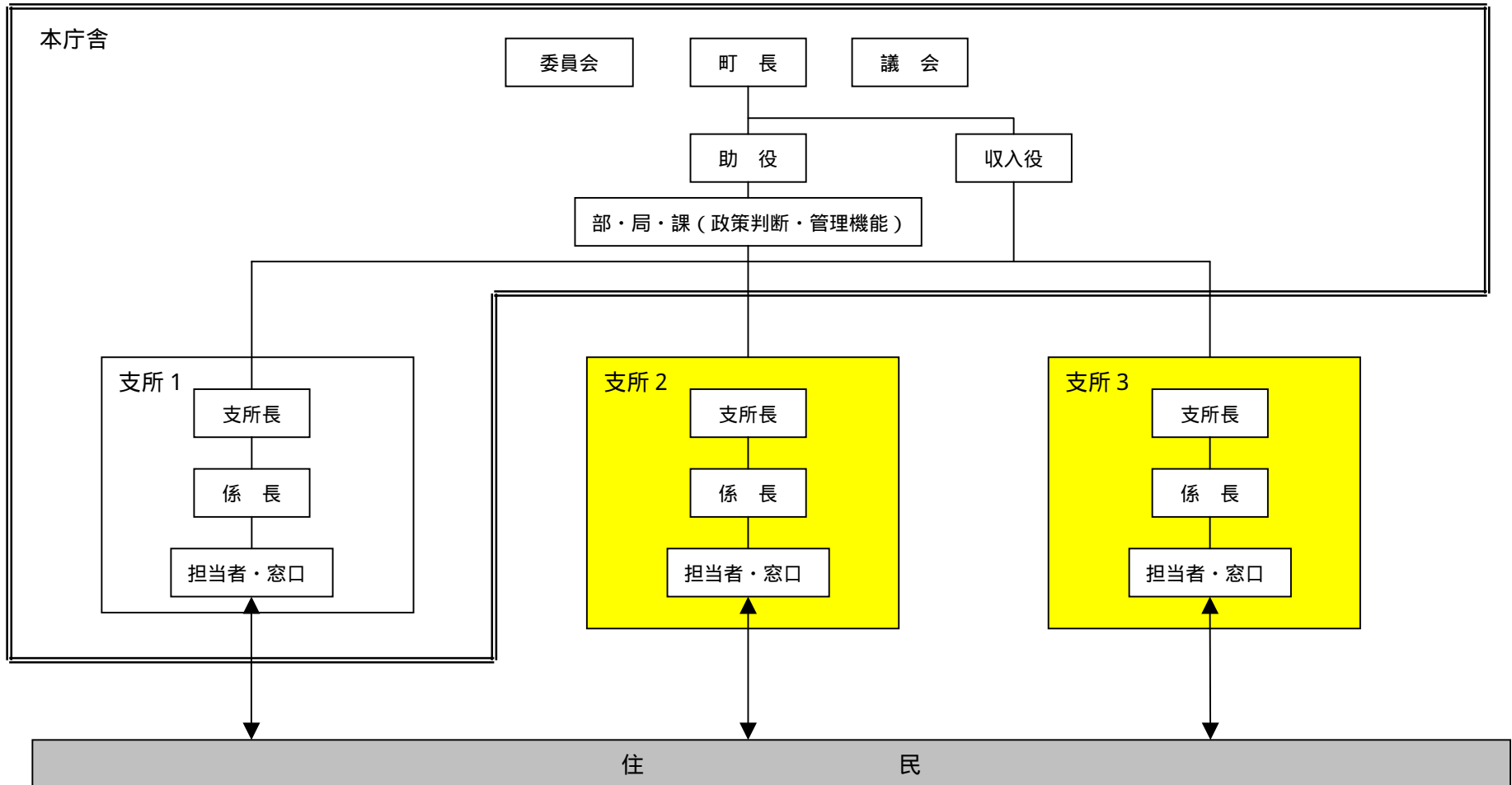
【分庁舎方式】

3 町の庁舎に課単位で配置を行った場合



【総合支所方式】

3町の庁舎の1つに政策・管理部門を集中させ、残りの庁舎は支所とした場合



先 進 事 例

■つくば市（茨城県／平成１４年１１月１日 編入合併）

仮に筑南地方広域行政組合第１圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

■北上市（岩手県／平成３年４月１日 新設合併）

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は「庁舎はどこでもいいと思っていた」とのこと。

■あきる野市（東京都／平成７年９月１日 新設合併）

合併協議会では、事務処理を効果的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。平成１３年度に旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならない」とのこと。

■篠山市（兵庫県／平成１１年４月１日 新設合併）

任意協議会の早い時期で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

■西東京市（東京都／平成１３年１月１日 新設合併）

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

■あさぎり町（熊本県／平成１５年４月１日 新設合併）

関係５か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧４村の役場を分庁舎とすることとした。

あきる野市での事務所改修事例

平成 7 年に合併したが、平成 11 年から一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成 13 年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。庁舎の 2 階・3 階については、地元住民を交えた検討委員会で活用方策を検討した結果、地域住民のための交流センターとすることを決定し、2 億 7 千 3 百万円をかけて改修する予定。

調 整 の 内 容 （ 例 示 ）

■東かがわ市 （香川県 / 平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入 1847 番地 1 とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

■南アルプス市 （山梨県 / 平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

（ 1 ）新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡檜形町小笠原 376 番地（現在の檜形役場）に置く。

（ 2 ）将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

■七飯・鹿部町合併協議会 （北海道 / 平成 17 年 2 月 1 日 編入合併予定）

新市の事務所の位置は、七飯町字本町 5 6 8 番地 3（現七飯町役場）とする。

■遠軽地区 4 町合併協議会 （北海道 / 平成 17 年 1 月 ○○ 日 新設合併予定）

1 新町の事務所の位置は、現在の遠軽町役場の位置とする。

2 現在の生田原町、丸瀬布町及び白滝村の役場の位置に支所を置く。

篠山市の支所設置の事例

■ 篠山市支所設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

（名称及び位置等）

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
篠山市城東支所	篠山市日置385番地の1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住344番地の1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田240番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市7番地の1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町新田14番地の1	旧今田町区域

■ 篠山市支所事務分掌規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、篠山市支所設置条例（平成11年篠山市条例第8号）第1条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当者を置く。

城東支所	地域振興課	住民担当	福祉担当	業務担当	収納担当
多紀支所	地域振興課	住民担当	福祉担当	業務担当	収納担当
西紀支所	地域振興課	住民担当	福祉担当	業務担当	収納担当 西紀分室担当
丹南支所	地域振興課	住民担当	福祉担当	業務担当	収納担当
今田支所	地域振興課	住民担当	福祉担当	業務担当	収納担当

（職の設置）

第2条 支所に支所長を置く。

2 支所に次長を置くことができる。

3 担当に係長を置くことができる。